

公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学定款（以下「定款」という。）第10条第9項の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学の学長となる理事長を選考する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(この規程の規定の範囲)

第2条 定款又はこの規程を除く公立大学法人兵庫県立大学規程に規定されている事項についても、この規程に掲げるものとする。

(審議事項)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関すること
- (2) 理事長の任期に関すること
- (3) 理事長の解任に関すること
- (4) 理事長に対する業績評価に関すること
- (5) その他選考会議の運営に関し必要な事項

(組織)

第4条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。【定款第10条第4項】

- (1) 定款第17条第1項に規定する経営審議会を構成する委員の中から当該経営審議会において選出された者 4人 【定款第10条第4項第1号】
- (2) 定款第19条第1項に規定する教育研究審議会を構成する委員の中から当該教育研究審議会において選出された者 4人 【定款第10条第4項第1号】
- 2 前項第1号に掲げる委員のうち2人は、定款第17条第2項第2号及び第4号とし、他の2人は定款第17条第2項第5号から選出された者とする。
【定款第10条第5項、経営審議会規程第6条第1項】
- 3 第1項第2号に掲げる委員のうち少なくとも2人は、定款第19条第2項第5号から選出された者とする。【教育研究審議会規程第6条第1項】
- 4 理事長は、選考会議の委員となることができない。【定款第10条第6項】
- 5 第1項の規定にかかわらず、委員が経営審議会又は教育研究審議会を構成する者でなくなった場合、あるいは委員が理事長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。

【経営審議会規程第6条第2項、教育研究審議会規程第6条第2項】

- 6 委員が前項その他の事由による辞任、事故等により欠員となった場合は、選考会議は、速やかに委員を補充しなければならない。

【経営審議会規程第6条第3項、教育研究審議会規程第6条第3項】

(議長)

- 第5条** 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。【定款第10条第7項】
- 2 議長は、選考会議を代表し、会務を掌理する。【定款第10条第8項】
 - 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

- 第6条** 選考会議は、議長が招集する。
- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。
 - 3 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事長予定者の選考を決定する議事は、議長を含む出席者の過半数を、理事長の解任の申出を決定する議事は、議長を含む出席者の3分の2以上の多数をもって決する。
 - 6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(決定事項の報告)

- 第7条** 選考会議は、第3条に掲げる審議事項について決定したときは、遅滞なく理事会並びに経営審議会及び教育研究審議会に報告するものとする。

(庶務)

- 第8条** 選考会議の庶務は、経営企画部総務人事課において行う。

(補則)

- 第9条** この規程に定めるもののほか、会議の公開、議事録の作成等、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。【定款第10条第9項】

附 則

- 1 この規程は、平成27年6月12日から施行する。
- 2 公立大学法人兵庫県立大学定款（以下「定款」という。）の一部変更（平成28年11月24日認可）附則第2項及び第3項の規定に基づき、選考会議が変更後の定款第10条の2第3項の規定による最初の学長の選考及び当該学長の任期の審議を行う場合のこの規程の適用については、第3条第1号及び第2号中「理事長」とあるのは「学長」と、第6条第5項中「理事長予定者」とあるのは「学長予定者」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年11月24日改正）

この規程は、平成28年11月24日から施行する。